

カスタマーハラスメント防止対策推進事業団体向け奨励金 よくあるお問合せ

No	項目	質問	回答
1	事前エントリー	本奨励金の対象となる業界団体とはどのようなものか。	主たる会員や組合員が業種別の企業等で構成される業界団体等で、以下のいずれかに該当するものです。 ・ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定され、中小企業等を主たる組合員とする中小企業団体 ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する法人を含む。） ・ その他法人格を有するもので、中小企業等の会員を有し、その事業経営の充実又は労働条件の維持改善等を図ることを目的とするもの また、事前エントリーの入力内容に疑義がある場合は、電話で内容確認させていただきます。
2	事前エントリー	事前エントリー時に選択した取組を交付申請時に一部取りやめて申請することはできるか。	事前エントリー結果通知で指定された奨励事業から、一部を取りやめての申請は、真にやむを得ない理由があった場合に限りです。 より多くの団体が申請機会を得られるよう、奨励事業が実施可能である場合にエントリーをするようにご協力をお願いいたします。
3	事前エントリー	事前エントリー時に提出する書類はあるか。	事前エントリー時に提出いただく書類はありません。 交付申請に向けては、募集要項に記載されている「（４）申請時の提出書類」をあらかじめご確認ください。 ただし、交付申請ができるのは事前エントリー結果通知で申請可能とされた団体に限られます。
4	事前エントリー	事前エントリー後、結果通知はどのぐらいで届くのか。	申請可否のご連絡は、抽選を行わなかった場合においても、事前エントリー受付期間の最終日から起算して7開庁日以内に、事前エントリーの際に入力いただいたEメールアドレス宛に雇用就業部労働環境課（カスタマーハラスメント防止対策担当）から行います。